

土曜日に住基カードと電子証明書の申請を受け付けます

所得税の確定申告書の提出を、e-Tax(所得税電子申告、納税)を利用して行う人が近年増えています。このe-Taxを利用するには、住民基本台帳カード(住基カード)および電子証明書の取得が必要になります。

市では、平日市役所へ来庁できない人のために、下記の土曜日に市民課を開庁し、申請を受け付けします。
●日時…2月12日(土)、2月26日(土)・午前8時30分～午後3時。

●会場…市民課(市役所本庁舎)。
※各支所・出張所では受け付けできません。また、本人確認とパスワードを設定する必要がありますので、本人が直接申請を行ってください。

●必要なもの…次のとおり。

①運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付きの証明書(有効期限内のもの)。

②写真付住基カードを希望の場合は、写真1枚(上半身、無帽、正面、無背景で、6カ月以内に撮影したもので、縦4.5cm×横3.5cm)。

※すでに住基カードを持っている人で、電子証明書を申請する場合は、必ず住基カードをお持ちください。

●手数料…住基カード500円。電子証明書500円。

なお、運転免許証などの官公署が発行した顔写真付きの証明書を持っていない人は、事前にご相談ください。

☎市民課住民記録班(☎内線234・237)。

◆2月16日(水)～3月15日(火) 市民税・県民税と所得税の申告◆

申告書は 早めに作成・提出を

申告書は自分で書いて早めに提出しましょう。

市民税・県民税の申告が必要な人

◆平成23年1月1日現在、印西市に住所のある人

所得税の確定申告の必要がない人で、次のいずれかに当てはまる人は申告が必要です。
①事業所得(農業・営業など)や不動産・配当などの所得のあった人。
②次に該当する給与所得者。

▼年末調整済みの給与支払報告書が、勤務先から市役所に提出されていない人。
※勤務先に確認してください。

▼給与所得以外の所得(農業・そのほかの事業所得、配当、年金、不動産など)のあった人。
※年末調整した給与所得以外の所得合計が20万円以下の人

は、所得税の申告の必要はありませんが、市・県民税はほかの所得と合計して税額計算するため、所得の多少にかかわらず申告する必要があります。

※所得のなかった人で、「非課税証明書」が必要になる人は、会場は大変混雑しますので、

申告が必要になる場合があります。
◆印西市内に事務所や家屋敷を所有している人

1月1日現在、市内に事業所や事務所、家屋敷のある場合は、印西市に住んでいなくても、市・県民税の申告が必要です。

所得税の確定申告が必要な人

◆事業所得や不動産所得などがある場合

前年中の所得の合計額から所得控除額を差し引き、計算により算出された税額が配当控除の合計額を超える人。

◆給与所得がある場合
次のいずれかに当てはまる人。
①給与収入が2,000万円を超えた人。

②給与以外の所得(農業や年金など)が年間20万円を超えた人。
③2力以上の会社から給与の支払いを受けた人。

④源泉徴収の規定が適用されない給与を受けていた人。
⑤年末調整をしていない人や年の途中で退職した人。

⑥住民税の住宅借入金等特別税額控除を受けようとする人で、年末調整において所得税の住宅借入金等特別税額控除を受けた給与所得者で、所得税額が0円でも医療費控除等の所得控除を新たに申請する人。

市役所で相談できない人

青色申告の人・譲渡所得(土地や建物・株式など)のあった人・事業所得(農業・営業など)がある人で、収支内訳書が完成していない人。
そのほか複雑な申告をする人は、成田税務署の申告会場となる「イオンモール成田2階イオンホール(申告特設会場)」でご相談ください。

完成している申告書は、市の申告会場で預かり、成田税務署へ届けます。

申告に必要なもの

①認め印(スタンプ式不可)。
②電卓。
③筆記用具。
④源泉徴収票。
⑤事業所得のある人は作成済の収支内訳書。
⑥生命保険や地震保険などの控除証明書。
⑦国民年金保険料控除証明書や国民健康保険税・介護保険などの支払金額の分かるもの。

⑧所得税が還付になる場合は、申告者本人名義の銀行などの口座番号。
ほかに収入の分かるものや、各種控除を受けるのに必要な書類・昨年度の申告書(控え)などがあれば持参してください。

※書類は、原本を提出してください。

ださい。

所得税の確定申告書用紙

各税務署・市役所の市民税課または、市内の各支所・出張所にも用意しますが、数に限りがありますので、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご利用ください。

なお、所得税の確定申告書用紙の郵送は、市では行っていない。用紙の郵送請求は左記へお問い合わせください。
☎成田税務署(☎25151)。

所得税の確定申告書の作成(検算) 国税庁のホームページが便利

申告会場以外でも、国税庁ホームページの「所得税の確定申告書等作成コーナー」(https://www.keisan.nta.go.jp/h22/ta_top.htm)で作成・印刷した確定申告書を、税務署に提出することができま

す。
なお、株式などの譲渡所得のある人は、同コーナーで作成することができますが、土地・建物等譲渡所得のある人など、特例の内容などにより利用できない場合もありますのでご注意ください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
申告書は送付による提出が可能

出来上がった申告書は郵便(封筒の裏側に、ご自分の住所・氏名をお書きください)で提出ができます(通信日付印が3月15日の申告期限内となるよう、早めに送付してください)。

ださい)。

記載事項や添付資料に漏れないよう、よく確認の上、成田税務署まで送付してください(時間外および休日の確定申告書の提出は、税務署入り口の「時間外収受ポスト」をご利用ください)。

また、申告書の「控え」に税務署の受付印が必要な人は、控えに住所、氏名などをボールペンで記載し、切手を張った返信用封筒を同封してください。

☎【市民税・県民税の申告書について】市民税課市民税班(☎内線317・319・329)・【所得税の確定申告書について】成田税務署(☎25151)。
※電話での申告相談は行っていません。相談は市内各申告会場、成田税務署申告書作成会場をお願いします。

●市民税・県民税 / 所得税申告日程●

期日	会場	受付時間
2/16(水)～2/23(水) ※土・日曜日を除く	イオンモール千葉ニュータウン3階イオンホール	午前10時～正午、午後1時～4時
2/24(木)、2/25(金)	本塾公民館2階団体研修室	午前10時～正午、午後1時～4時
2/28(月)～3/2(水)	ふれあいセンターいんば3階会議室	午前10時～正午、午後1時～4時
3/3(木)～3/15(火) ※土・日曜日を除く	印西市役所附属棟2階	午前9時～正午、午後1時～4時

※会場により時間が異なりますので、ご注意ください。
※現在、市役所庁舎改修工事に伴い、市役所の駐車スペースが不足しています。公共交通機関でのご来庁をお願いします。
※2月21日(月)～23日(水)は申告会場内で「税理士による無料相談会」を同時開催しますので、ぜひご利用ください。

◆注意事項

- 各会場とも、職員による個別の相談・作成は行いませんので、ご自身で申告書の作成をお願いします。
- 混雑具合により受付時間中に締め切らせていただくことがありますのでご了承ください。
- 市役所市民税課、各支所・出張所の窓口では、申告相談は行っていませんので、申告受付期間中は各会場をご利用ください。ただし、市民税課(市役所が会場ではない期間)・各支所市民福祉課では、提出のみ受け付けます。
- 申告書の控えが必要な場合は、必ずその場で申し出てください。後日控えが必要になっても、交付することができません。また、控えの用紙に記入する際は、必ずボールペンなどの消えない筆記用具で記入してください。
- 本年度から個別相談は行いません。また、事業所得(農業・営業など)がある人で、収支内訳書の作成方法が分からない人は、直接、税務署主催の申告特設会場(イオンモール成田2階イオンホール)でお願いします。

イオンモール成田に

確定申告書作成会場を設営

平成22年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談と提出の会場は、イオンモール成田(成田市ウイングス土屋24)2階イオンホールで行っています。この期間中、成田税務署内には「作成・相談会場」を設けません。

なお、作成が完了した申告書(計算および記入のすべてが終了しているもの)は、税務署庁舎内でも受け付けます(土・日曜日、祝日を除く)。

●期間：3月15日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く)。
※2月20日と27日の日曜日に限り、確定申告の相談および受け付けを行います。
●開設時間：午前9時～午後

◆高年齢者叙勲◆

◆旭日単光章
加藤六藏氏(88歳・鎌刈)



加藤氏は、印旛村議会議員として昭和54年8月に当選以

5時。
※混雑している場合は、受け付けを早めに締め切ることがありますので、午後4時までにお願いします。
※午前9時～10時は、立体駐車場3階連絡通路から入る2階「C」入り口が専用口です。

※バスを利用する場合は、京成成田駅前・6番のりばから千葉交通バスに乗りし、「ジャスコ・イオン成田店前」で下車してください。
☎成田税務署(☎25151)。

来、平成3年8月までの3期12年にわたり村の発展に尽力。議員在職中は、印旛村の将来目標であった、「自然豊かな豊かに育てあう 印旛村」の基礎作りに貢献されました。そのほか印旛村農業委員会委員、印旛村文化財審議会委員や印旛村社会福祉協議会監事などを務められました。